

定額給付金および子育て応援特別手当について

定額給付金
トピックス



◇問い合わせ先 定額給付金対策室 (☎ 82-1112)

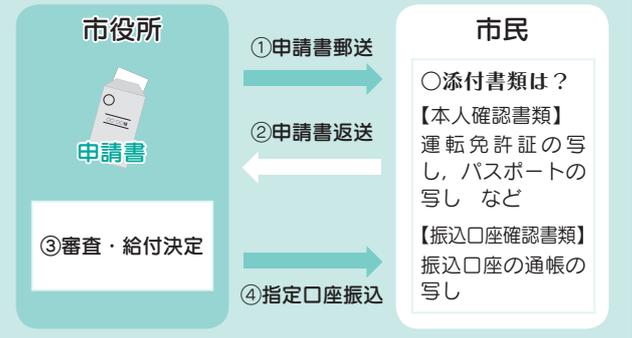
◎定額給付金

- ◇給付対象者 平成21年2月1日(基準日)において、住民基本台帳に記録されている人または外国人登録原票に登録されている人
- ◇申請者 原則として、基準日において給付対象者の属する世帯の世帯主
- ◇給付額 基準日時点で19歳～64歳までの人…
給付対象者1人につき12,000円
基準日時点で18歳以下または65歳以上の人…給付対象者1人につき20,000円
(加算額8,000円)

※給付については、いずれの場合も一回で給付します。
※給付開始日等、詳細は未定です。

給付手続きの概要

給付を受けるには、市から送付した申請書に本人確認書類等を添付し、世帯主を申請者として市に申請してください。申請方法は、原則、郵送とします。



◎子育て応援特別手当

「子育て応援特別手当」は、現在の厳しい経済情勢における多子世帯の子育て負担に配慮するため、国の施策として平成20年度に限り支給するものです。

- ◇支給対象となる子 3歳以上18歳以下(平成2年4月2日～平成17年4月1日生まれ)の子が2人以上いる世帯に属する、第2子以降の平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子(平成20年4月1日に3歳～5歳であった子)

※兄弟姉妹が別々の世帯に属する場合は、取扱いが異なりますのでお問い合わせください。

- ◇申請者 原則として、平成21年2月1日(基準日)において支給対象となる子の属する世帯の世帯主

- ◇支給額 支給対象となる子1人につき36,000円(一回で支給)

- ◇支給開始日 定額給付金の給付と同時に行う予定

※支給対象となる子および申請者は、住民基本台帳に登録されている人または外国人登録原票に登録されている人です。

子育て応援特別手当の支給



注意
ください

- 現在のところ、申請手続きや支給方法などは未定です。今後、詳しい内容が決まり次第、広報や市ホームページなどでお知らせします。
- 現時点で、市から定額給付金および子育て応援特別手当の支給のために口座番号や振込等についての問い合わせをすることはありません。
- 市外に転出、または市内に転入、市内で転居された方は、できるだけ早く郵便局に「転居届」を提出してください。提出が遅くなると、申請書がご自宅に届くまでに時間がかかる場合があります。